

資本市場の動向

2024年3月21日

一般社団法人 日本経済団体連合会

経済基盤本部

資本市場の透明性向上

- 現行では、**発行会社が実質株主（注1）を把握する制度が存在しない。**（※）
- **企業と株主・投資家の対話を促進するため、発行会社が実質株主とその持株数を効率的に把握できるべき。**（※）大量保有報告制度を除く。

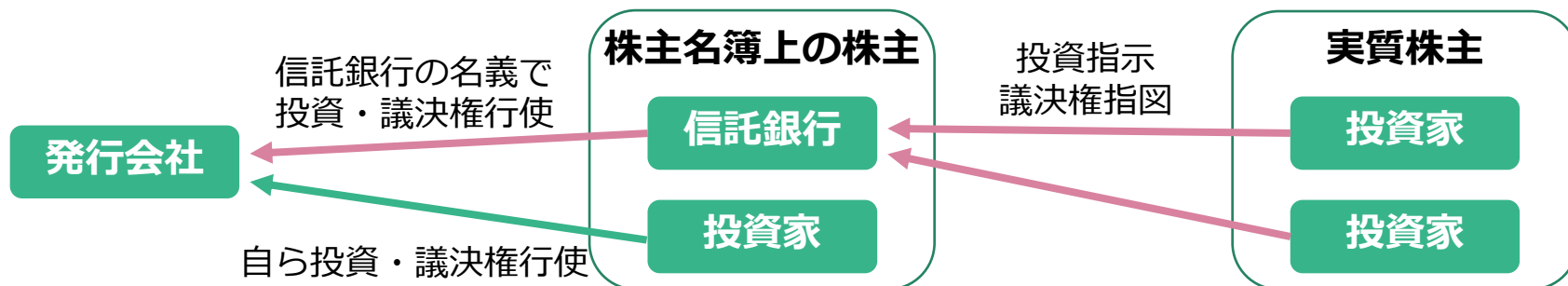
金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等WG」では、
実質株主確認制度の整備を進める方向が示された。

金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等WG」報告（2023年12月）

実質株主確認制度の整備に向けて、

1. まずは早急に、スチュワードシップ・コードで、**機関投資家は発行会社から保有状況を質問された場合には、これに回答すべき旨を明示する。**
2. その後、そのような回答を法制度上義務づける。

（注1）実質株主：株式について投資権限や議決権指図権限を有する者



四半期開示の見直し①

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年12月）

- **四半期開示（第1・第3四半期）**について、
金商法上の四半期報告書を廃止し、
取引所規則に基づく**四半期決算短信へ一本化する。**
- 決算短信について、**監査人によるレビューは任意とする。**
ただし、会計不正等が起こった場合には一定期間義務付ける。

2023年11月、**金融商品取引法改正**が成立

- **2024年4月以後**に開始する四半期会計期間から、
四半期報告書が廃止されることに。

四半期開示の見直しに向けて、関係各所で実務面の検討が進む。

東証	四半期決算短信の開示内容等
企業会計基準委員会（ASBJ）	四半期・中間財務諸表の会計基準
日本公認会計士協会（JICPA）	四半期レビュー基準

四半期開示の見直し②

東証では、四半期報告制度廃止後の第1・第3四半期決算短信の開示内容等について検討。

東証「四半期開示の見直しに関する実務検討会」（2023年6～10月）



東証「四半期開示の見直しに関する実務の方針」（2023年11月）

- 既存の決算短信から新たに追加する開示項目はセグメント情報、キャッシュ・フロー情報等に限定する。
- 第1・第3四半期決算短信について、監査人によるレビューを原則任意とすることを改めて明示。

※**現行の四半期特有の会計処理**（簡便法等）は、少なくとも新会計基準が開発されるまでは維持される。
新会計基準の下でも維持されるかは引き続き論点に。

親子上場における少数株主保護

東証「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」

(第2期：2023年1～11月)

- ・ 上場子会社の少数株主保護等に向けた情報開示・ガバナンスのあり方を検討。



東証「少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の充実」(2023年12月)

親子関係の上場会社

すでに開示が必要とされているところ、
記載上のポイントを整理・明確化する。

持分法適用関係の上場会社

開示が望まれる項目（意思決定プロセスへの関与等）や
記載上のポイントを整理し、**新たに開示を勧奨する。**

※企業は、定時株主総会後の定期更新などのCG報告書の提出のタイミングで、随時対応。

今後の研究会では、少数株主保護に向けた上場制度整備について議論する予定。

(例) **独立社外取締役指定におけるMoM決議**（少数株主の過半数の賛成決議）**要件の導入**

英文開示の拡充

東証は、更なる海外投資家の投資を呼び込む観点から、**プライム市場上場会社を対象に英文開示を義務化する**予定。

対象となる情報	<ul style="list-style-type: none">• 決算情報（決算短信、決算説明会資料）• 適時開示情報
適用時期	2025年4月1日以後 に開示するものから適用
開示の方法・内容	<ul style="list-style-type: none">✓ 日英同時開示が求められる。✓ 日本語での開示内容の一部または概要を英語で開示することでも可。✓ 英文の内容の正確性は実効性確保措置（公表）の対象外。
猶予措置	✓ 英文開示の体制整備に時間を要する企業では、具体的な実施時期等を記載した 書面を提出 することで、 適用時期から1年間 に限り適用を猶予。

東証は本年2月下旬に制度要綱を公表し、意見募集を実施。

サステナビリティ情報開示・保証

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、日本版サステナビリティ開示基準（日本版S1/S2）の公開草案を2024年3月に公表し、2025年3月までに最終化する予定。

サステナビリティ保証についても、国際基準設定主体による基準開発が進む

**国際監査・保証基準審議会
(IAASB)**

国際サステナビリティ保証基準(ISSA)5000
⇒2024年12月までに最終化予定

**国際会計士倫理基準審議会
(IESBA)**

サステナビリティに関する倫理規定
(保証業務提供者向け)
⇒2024年12月までに最終化予定

日本版サステナビリティ開示基準の開発進展に伴い、サステナビリティ情報開示にかかる国内制度化を検討する動きも加速（開示の対象企業・タイミング、さらには保証のあり方等）。

今後、金融審議会のワーキング・グループにおいて、サステナビリティ情報の開示・保証のあり方について検討が行われる予定。